

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	食糧増産援助に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.21まで	H16.3.22 エレバン で (同日)	日本側 吉澤雅隆在アルメニア大使館参事官 アルメニア側 ダグアイド・ロキヤン農業大臣	H17.3.24 136号
アルメニア	産科業務改善計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との交換公文	産科業務改善計画を実施するために必要な1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	209,000千円 H17.3.28まで	H17.3.29 エレバン で (同日)	日本側 伊藤哲雄在アルメニア大使館公使(ロシヤにて兼轄) アルメニア側 ノライル・ダグアイディヤン保健大臣	H17.6.20 451号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。